



お届け します

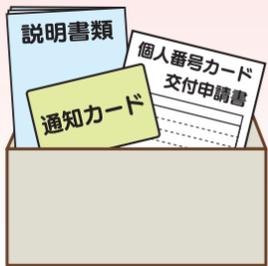
あなたのマイナンバー

平成27年10月下旬から 12月までに届きます



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

3つの大切な書類 が入っています



- 1 マイナンバーをお知らせする**通知カード**
- 2 希望する方に交付する個人番号カードの**交付申請書と返信用封筒**
- 3 マイナンバーについての**説明書類**

マイナンバー(個人番号)とは、住民票を有する全ての方一人一人がもつ12桁の番号です。社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する「個人の情報」が同一人の情報であることを確認するために活用されます。1面では、10月下旬から順次、皆様のご自宅へ発送する通知カードを紹介し、2面では、通知カードが届き次第、希望する方からの申請で交付する個人番号カードをご案内します。

【問合せ】▶通知カードの送付、個人番号カードの交付について…戸籍住民課調整係(本庁舎1階)☎(5273)4359・FAX(3209)1728、▶制度について…企画政策課(本庁舎3階)☎(5273)3894・FAX(5272)5500へ。



通知カード

マイナンバーを お知らせするカードです

記載事項
の変更

通知カードを受け取った後、引っ越しによる住所の変更や、婚姻等による氏名の変更が生じた場合は、必ず区市町村の窓口へ提出してください。変更事項をカードに記載します。

利用
場面

28年1月から、社会保障・税・災害対策における各種手続きで、本人確認書類とともに、マイナンバーの記載や確認が求められます。通知カードには顔写真が記載されていないため、番号確認と本人確認を同時に行う際、本人確認書類(運転免許証・旅券等)が併せて必要です。

有効
期限

通知カードには有効期限はありません。万が一通知カードを紛失した場合、再発行(手数料500円)できますが、発行には日数がかかります。

概要

通知カードは、住民票を有する全ての方にマイナンバーを通知するもので、紙製のカードです。マイナンバーのほか、住所・氏名・生年月日・性別等が記載されていて、偽造を防止するため、すき入れ(透かし)等の技術が施されています。

住民票の住所と異なるところに住んでいる方には 通知カードが届きません

今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、お住まいの区市町村に住民票の異動をお願いします。通知カードは転送されませんのでご注意ください。

10月5日以降、通知カードが手元に届く前に引っ越しする方は、新しい住所へお送りしますので、住所変更の手続の際、お申し出ください。

通知カードは、地方公共団体情報システム機構が、10月下旬から12月までの間に順次郵送しますのでしばらくお待ちください。郵便局の配達状況は、「個人番号カードコールセンター」(2面参照)で確認できます。

マイナンバーの利用開始は28年1月からです。通知カードが届く前にマイナンバーを確認する必要がある場合は、マイナンバーが記載された住民票の写し等(手数料300円)を窓口でご請求ください。

！ マイナンバーをむやみに他人に教えないでください

マイナンバーは、左記のような法律や条例で定められた手続きにのみ報告・提示が求められます。店舗やインターネットサイトなどの入会登録等でマイナンバーを聞かれても、むやみに教えないようご注意ください。

また、国や区役所から電話でマイナンバーをお聞きすることはありません。電話でマイナンバーを聞かれても即答せず、お近くの警察署に連絡してください。

マイナンバーを報告・提示する主な場面

区役所

- 社会保障の手続き(国民健康保険・介護保険など)
- 保育園・子ども園・幼稚園の入園手続き
- 児童手当の申請
- 生活保護の申請

それぞれの区担当課へ提示



税務署

所得税の確定申告等のため、税務署へ提示



勤務先

社会保険等の手続き、源泉徴収票の作成のため、勤務先へ報告





個人番号カード 希望する方へ交付します 28年1月から交付が始まります

概要

個人番号カードは、顔写真付きのプラスチック製のICカードで、表面に氏名・住所・生年月日・性別が、裏面にマイナンバーが記載されており、公的な本人確認書類としても利用できるほか、e-Taxをはじめ、各種電子申請を行える電子証明書も搭載されています。

記載事項の変更

住所や氏名等、記載事項に変更が生じた場合は、変更があった日から14日以内に、必ず区市町村の窓口へ提出してください。変更事項をカードに記載します。

有効期限

20歳以上の方は交付から10回目の誕生日まで、20歳未満の方は交付から5回目の誕生日までです(カード表面に有効期限の記載があります)。※個人番号カードに搭載されている電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです。個人番号カードの有効期間内でも、電子証明書の更新(手数料200円)が必要になりますのでご注意ください。

発行手数料

初回は無料(当面の間)、更新にかかる手数料は国で検討中です。決まり次第、お知らせします。紛失等による再交付は800円(電子証明書を含む場合は別途200円)がかかります。

外国人住民のうち、永住者または特別永住者の個人番号カードの有効期限は、発行日から10回目の誕生日までです。

一方、永住者以外の中長期在留者(在留期間は最大5年)・一時庇護許可者・仮滞在許可者等は、在留資格や在留期間の状況に応じて有効期限が異なります(申請により個人番号カードの有効期限を変更することができます)。

個人番号カードの電子証明書

個人番号カードでは、次の2種類の電子証明書が利用できます。

署名用電子証明書	従来の電子証明書と同様の機能 e-Taxをはじめとした各種電子申請に利用できます。 ◆15歳未満・成年被後見人の方は、電子証明書の発行ができません。 ◆住所・氏名(外国人は通称を含む)・生年月日・性別に変更があった場合は、電子証明書が有効期間内でも自動的に失効します。
利用者証明用電子証明書	新たな機能(29年1月から利用開始予定) マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用できます。 ※マイナポータルとは、マイナンバーを含む自分の情報が行政機関でどのようにやりとりされているかの確認ができるほか、行政サービスなどのお知らせを受け取ることができるポータルサイトです。

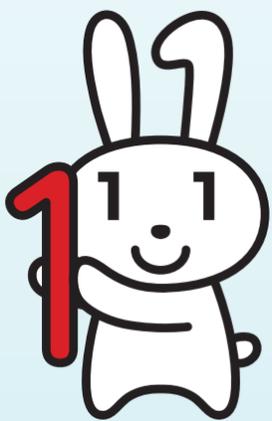
住民基本台帳カードの交付が 27年12月28日(月)に終了します

現在、住民基本台帳カードをお持ちの方は、有効期間内は28年1月以降も引き続き利用できます。ただし、個人番号カードの交付の際、住民基本台帳カードは返却してください。

住民基本台帳カードへの電子証明書の発行が 27年12月22日(火)に終了します

既に住民基本台帳カードに発行している電子証明書は、有効期限まで利用できます。

e-Taxでの確定申告などを予定している方で、**28年2月から始まる税申告までに住民基本台帳カードの電子証明書の有効期限が満了する方は、個人番号カードの交付が間に合わない場合があるため、12月22日(火)までに、住民基本台帳カードの電子証明書を更新してください。**



問い合わせ

マイナンバー制度に関する疑問などにお答えするため、内閣府がコールセンター、ホームページを開設しています。

ホームページ

- 内閣官房ホームページ(社会保障・税番号制度)
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/
- 政府広報オンライン(マイナンバー特集ページ)
http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/
- 公式サイト「個人番号カード総合サイト」
https://www.kojinbango-card.go.jp/

コールセンター

(全国共通ナビダイヤル。通話料がかかります)

個人番号カード コールセンター	日本語対応	☎0570(783)578
	外国語対応	☎0570(064)738

通知カードの配達状況の確認、通知カードに関する問合せ、交付申請についての問合せ

【開設日時】

- ▶28年3月31日まで
月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後8時
土・日曜日(年末年始を除く) 午前9時30分～午後5時30分
 - ▶28年4月1日から
月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時30分
- ※個人番号カードの一時利用停止は、上記開設日時以外も受け付けています。

制度に関する コールセンター

日本語対応	☎0570(20)0178
外国語対応	☎0570(20)0291

【開設日時】月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時30分～午後5時30分